

兵庫県公報

平成21年12月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、公立学校教育職員等の給与に関する規則で定めることとされている事項等について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

兵庫県人事委員会

委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第7号

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款及び第19条の4第1項第3号の職員の款を次のように改める。

第19条の4第1項第2号の職員	1 級	13,350円。ただし、1号給10,044円、2号給10,144円、3号給10,246円、4号給10,347円、5号給10,455円、6号給10,584円、7号給10,705円、8号給10,827円、9号給10,948円、10号給11,089円、11号給11,224円、12号給11,359円、13号給11,494円、14号給11,643円、15号給11,791円、16号給11,940円、17号給12,096円、18号給12,271円、19号給12,439円、20号給12,609円、21号給12,777円、22号給12,892円、23号給13,006円、24号給13,122円、25号給13,222円、26号給13,338円
	2 級	16,500円。ただし、1号給11,097円、2号給11,238円、3号給11,380円、4号給11,529円、5号給11,664円、6号給11,812円、7号給11,961円、8号給12,109円、9号給12,264円、10号給12,453円、11号給12,636円、12号給12,817円、13号給13,014円、14号給13,128円、15号給13,243円、16号給13,357円、17号給13,479円、18号給13,594円、19号給13,708円、20号給13,824円、21号給13,945円、22号給14,073円、23号給14,202円、24号給14,329円、25号給14,445円、26号給14,580円、27号給14,715円、28号給14,850円、29号給14,977円、30号給15,160円、31号給15,342円、32号給15,525円、

		33号給15,714円、34号給15,909円、35号給16,105円、36号給16,300円、37号給16,489円
	3 級	17,400円
	4 級	18,300円
	5 級	19,800円
第19条の4第1項第3号の職員	1 級	12,600円。ただし、1号給10,044円、2号給10,144円、3号給10,246円、4号給10,347円、5号給10,455円、6号給10,584円、7号給10,705円、8号給10,827円、9号給10,948円、10号給11,089円、11号給11,224円、12号給11,359円、13号給11,494円、14号給11,643円、15号給11,791円、16号給11,940円、17号給12,096円、18号給12,271円、19号給12,439円
	2 級	16,350円。ただし、1号給11,097円、2号給11,238円、3号給11,380円、4号給11,529円、5号給11,664円、6号給11,812円、7号給11,961円、8号給12,109円、9号給12,264円、10号給12,453円、11号給12,636円、12号給12,817円、13号給13,014円、14号給13,128円、15号給13,243円、16号給13,357円、17号給13,479円、18号給13,594円、19号給13,708円、20号給13,824円、21号給13,945円、22号給14,073円、23号給14,202円、24号給14,329円、25号給14,445円、26号給14,580円、27号給14,715円、28号給14,850円、29号給14,977円、30号給15,160円、31号給15,342円、32号給15,525円、33号給15,714円、34号給15,909円、35号給16,105円、36号給16,300円
	3 級	17,100円
	4 級	17,550円
	5 級	19,200円

別表第17及び別表第18を次のように改める。

別表第17（第41条関係）

義務教育等教員特別手当表（中学校・小学校）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1号給から4号給まで	2,900	3,100	5,400	6,200	9,900
	5号給から8号給まで	3,000	3,300	5,600	6,400	10,100
	9号給から12号給まで	3,100	3,500	6,100	6,700	10,400
	13号給から16号給まで	3,200	3,600	6,400	7,100	10,600
	17号給から20号給まで	3,400	3,800	6,600	7,400	10,800
	21号給から24号給まで	3,600	4,100	7,100	7,600	11,000
	25号給から28号給まで	3,800	4,200	7,300	7,900	11,200

再任用 職員以 外の職 員	29号給から32号給まで	3,900	4,400	7,500	8,100	11,300
	33号給から36号給まで	4,100	4,600	7,800	8,300	11,500
	37号給から40号給まで	4,300	4,800	8,000	8,600	11,700
	41号給から44号給まで	4,500	5,100	8,200	8,700	11,800
	45号給から48号給まで	4,600	5,400	8,500	9,000	11,800
	49号給から52号給まで	4,800	5,600	8,600	9,200	11,900
	53号給から56号給まで	4,900	6,000	8,900	9,400	11,900
	57号給から60号給まで	5,100	6,300	9,100	9,700	12,000
	61号給から64号給まで	5,300	6,500	9,300	9,900	
	65号給から68号給まで	5,400	6,900	9,600	10,100	
	69号給から72号給まで	5,600	7,200	9,700	10,200	
	73号給から76号給まで	5,700	7,500	9,900	10,400	
	77号給から80号給まで	5,900	7,700	10,100	10,600	
	81号給から84号給まで	6,000	7,900	10,200	10,700	
	85号給から88号給まで	6,100	8,100	10,400	10,800	
	89号給から92号給まで	6,300	8,300	10,500	10,900	
	93号給から96号給まで	6,400	8,500	10,500	11,100	
	97号給から100号給まで	6,500	8,700	10,600	11,100	
	101号給から104号給まで	6,600	8,900	10,700	11,200	
	105号給から108号給まで	6,700	9,100	10,700	11,200	
	109号給から112号給まで	6,700	9,300	10,800	11,300	
	113号給から116号給まで	6,800	9,400	10,800	11,300	
	117号給から120号給まで		9,600	10,900		
	121号給から124号給まで		9,700	10,900		
	125号給から128号給まで		9,800	11,000		
	129号給から132号給まで		10,000			
	133号給から136号給まで		10,100			
	137号給から140号給まで		10,200			
141号給から144号給まで		10,200				
145号給から148号給まで		10,300				
149号給から152号給まで		10,400				
153号給から156号給まで		10,400				
157号給から160号給まで		10,500				

	161号給から164号給まで		10,500			
	165号給から168号給まで		10,600			
	169号給から172号給まで		10,700			
	173号給		10,700			
再任用 職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第18 (第41条関係)

義務教育等教員特別手当表 (高等学校等)

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1号給から4号給まで	2,900	3,100	5,400	7,400	9,900
	5号給から8号給まで	3,000	3,300	5,600	7,600	10,100
	9号給から12号給まで	3,100	3,500	6,100	7,900	10,400
	13号給から16号給まで	3,200	3,600	6,400	8,100	10,600
	17号給から20号給まで	3,400	3,800	6,600	8,300	10,800
	21号給から24号給まで	3,600	4,100	7,100	8,600	11,000
	25号給から28号給まで	3,800	4,200	7,300	8,700	11,200
	29号給から32号給まで	3,900	4,400	7,500	9,000	11,300
	33号給から36号給まで	4,100	4,600	7,800	9,200	11,500
	37号給から40号給まで	4,300	4,800	8,000	9,400	11,700
	41号給から44号給まで	4,500	5,100	8,200	9,700	11,800
	45号給から48号給まで	4,600	5,400	8,500	9,900	11,800
	49号給から52号給まで	4,800	5,600	8,600	10,100	11,900
	53号給から56号給まで	4,900	6,000	8,900	10,200	11,900
	57号給から60号給まで	5,100	6,300	9,100	10,400	12,000
	61号給から64号給まで	5,300	6,500	9,300	10,600	
	65号給から68号給まで	5,400	6,900	9,600	10,700	
	69号給から72号給まで	5,600	7,200	9,700	10,800	
	73号給から76号給まで	5,700	7,500	9,900	10,900	
	77号給から80号給まで	5,900	7,700	10,100	11,100	
81号給から84号給まで	6,000	7,900	10,200	11,100		
85号給から88号給まで	6,100	8,100	10,400	11,200		
89号給から92号給まで	6,300	8,300	10,500	11,200		

93号給から96号給まで	6,400	8,500	10,500	11,300	
97号給から100号給まで	6,500	8,700	10,600		
101号給から104号給まで	6,600	8,900	10,700		
105号給から108号給まで	6,700	9,100	10,700		
109号給から112号給まで	6,700	9,300	10,800		
113号給から116号給まで	6,800	9,400	10,800		
117号給から120号給まで	6,900	9,600	10,900		
121号給から124号給まで	6,900	9,700	10,900		
125号給から128号給まで	7,000	9,800			
129号給から132号給まで	7,100	10,000			
133号給から136号給まで	7,200	10,100			
137号給から140号給まで	7,200	10,200			
141号給から144号給まで	7,300	10,200			
145号給から148号給まで	7,400	10,300			
149号給から152号給まで	7,500	10,400			
153号給から156号給まで	7,500	10,400			
157号給から160号給まで	7,600	10,500			
161号給から164号給まで	7,600	10,500			
165号給から168号給まで	7,700	10,600			
169号給	7,800	10,700			
再任用職員	4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(給料の調整額の経過措置)

- 2 平成22年1月1日から同年3月31日までの間、この規則の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「改正後の教員給与規則」という。）第19条の4第1項第2号及び第3号の職員に係る別表第14に規定する額については、同表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

第19条の4第1項第2号の職員	1 級	18,000円。ただし、1号給12,462円、2号給12,587円、3号給12,713円、4号給12,838円、5号給12,972円、6号給13,132円、7号給13,282円、8号給13,433円、9号給13,584円、10号給13,760円、11号給13,927円、12号給14,095円、13号給14,262円、14号給14,446円、15号給14,631円、16号給14,815円、17号給15,008円、18号給15,225円、19号給15,435円、20号給15,644円、21号給15,853円、22号給15,996円、23号給16,138円、24号給16,281円、25号給16,406円、26号給
-----------------	-----	---

		16,549円、27号給16,691円、28号給16,833円、29号給16,959円、30号給17,101円、31号給17,244円、32号給17,386円、33号給17,520円、34号給17,671円、35号給17,822円、36号給17,972円
	2 級	22,200円。ただし、1号給13,768円、2号給13,944円、3号給14,120円、4号給14,304円、5号給14,472円、6号給14,656円、7号給14,840円、8号給15,024円、9号給15,217円、10号給15,451円、11号給15,678円、12号給15,904円、13号給16,147円、14号給16,289円、15号給16,431円、16号給16,574円、17号給16,724円、18号給16,867円、19号給17,009円、20号給17,152円、21号給17,302円、22号給17,461円、23号給17,621円、24号給17,780円、25号給17,922円、26号給18,090円、27号給18,257円、28号給18,425円、29号給18,584円、30号給18,810円、31号給19,036円、32号給19,262円、33号給19,497円、34号給19,739円、35号給19,982円、36号給20,225円、37号給20,460円、38号給20,694円、39号給20,929円、40号給21,163円、41号給21,398円、42号給21,615円、43号給21,833円、44号給22,051円
	3 級	23,200円。ただし、1号給22,277円、2号給22,495円、3号給22,713円、4号給22,930円、5号給23,148円
	4 級	24,400円
	5 級	26,400円
第19条の4第1項第3号の職員	1 級	16,800円。ただし、1号給12,462円、2号給12,587円、3号給12,713円、4号給12,838円、5号給12,972円、6号給13,132円、7号給13,282円、8号給13,433円、9号給13,584円、10号給13,760円、11号給13,927円、12号給14,095円、13号給14,262円、14号給14,446円、15号給14,631円、16号給14,815円、17号給15,008円、18号給15,225円、19号給15,435円、20号給15,644円、21号給15,853円、22号給15,996円、23号給16,138円、24号給16,281円、25号給16,406円、26号給16,540円、27号給16,674円
	2 級	21,800円。ただし、1号給13,768円、2号給13,944円、3号給14,120円、4号給14,304円、5号給14,472円、6号給14,656円、7号給14,840円、8号給15,024円、9号給15,217円、10号給15,451円、11号給15,678円、12号給15,904円、13号給16,147円、14号給16,289円、15号給16,431円、16号給16,574円、17号給16,724円、18号給16,867円、19号給17,009円、20号給17,152円、21号給17,302円、22号給17,461円、23号給17,621円、24号給17,780円、25号給17,922円、26号給18,090円、27号給18,257円、28号給18,425円、29号給18,584円、30号給18,810円、31号給19,036円、32号給19,262円、33号給19,497円、34号給19,739円、35号給19,982円、36号給20,225円、37号給20,460円、38号給20,694円、39号給20,929円、40号給21,163円、41号給21,398円、42号給21,615円

	3 級	22,800円。ただし、1号給22,277円、2号給22,495円、3号給22,713円
	4 級	23,600円
	5 級	25,600円

- 3 平成22年4月1日から同年12月31日までの間、改正後の教員給与規則第19条の4第1項第2号及び第3号の職員に係る別表第14に規定する額については、同表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

第19条の4第1項第2号の職員	1 級	17,800円。ただし、1号給12,462円、2号給12,587円、3号給12,713円、4号給12,838円、5号給12,972円、6号給13,132円、7号給13,282円、8号給13,433円、9号給13,584円、10号給13,760円、11号給13,927円、12号給14,095円、13号給14,262円、14号給14,446円、15号給14,631円、16号給14,815円、17号給15,008円、18号給15,225円、19号給15,435円、20号給15,644円、21号給15,853円、22号給15,996円、23号給16,138円、24号給16,281円、25号給16,406円、26号給16,549円、27号給16,691円、28号給16,833円、29号給16,959円、30号給17,101円、31号給17,244円、32号給17,386円、33号給17,520円、34号給17,671円
	2 級	22,000円。ただし、1号給13,768円、2号給13,944円、3号給14,120円、4号給14,304円、5号給14,472円、6号給14,656円、7号給14,840円、8号給15,024円、9号給15,217円、10号給15,451円、11号給15,678円、12号給15,904円、13号給16,147円、14号給16,289円、15号給16,431円、16号給16,574円、17号給16,724円、18号給16,867円、19号給17,009円、20号給17,152円、21号給17,302円、22号給17,461円、23号給17,621円、24号給17,780円、25号給17,922円、26号給18,090円、27号給18,257円、28号給18,425円、29号給18,584円、30号給18,810円、31号給19,036円、32号給19,262円、33号給19,497円、34号給19,739円、35号給19,982円、36号給20,225円、37号給20,460円、38号給20,694円、39号給20,929円、40号給21,163円、41号給21,398円、42号給21,615円、43号給21,833円
	3 級	23,200円。ただし、1号給22,260円、2号給22,478円、3号給22,687円、4号給22,897円、5号給23,106円
	4 級	24,400円
	5 級	26,400円
第19条の4第1項第3号の職員	1 級	16,800円。ただし、1号給12,462円、2号給12,587円、3号給12,713円、4号給12,838円、5号給12,972円、6号給13,132円、7号給13,282円、8号給13,433円、9号給13,584円、10号給13,760円、11号給13,927円、12号給14,095円、13号給14,262円、14号給14,446円、15号給14,631円、16号給14,815円、17号給15,008円、18号給15,225円、19号給15,435円、20号給15,644円、21号給15,853円、22号給15,996円、23号

		給16,138円、24号給16,281円、25号給16,406円、26号給16,540円、27号給16,674円
2 級	21,800円。ただし、1号給13,768円、2号給13,944円、3号給14,120円、4号給14,304円、5号給14,472円、6号給14,656円、7号給14,840円、8号給15,024円、9号給15,217円、10号給15,451円、11号給15,678円、12号給15,904円、13号給16,147円、14号給16,289円、15号給16,431円、16号給16,574円、17号給16,724円、18号給16,867円、19号給17,009円、20号給17,152円、21号給17,302円、22号給17,461円、23号給17,621円、24号給17,780円、25号給17,922円、26号給18,090円、27号給18,257円、28号給18,425円、29号給18,584円、30号給18,810円、31号給19,036円、32号給19,262円、33号給19,497円、34号給19,739円、35号給19,982円、36号給20,225円、37号給20,460円、38号給20,694円、39号給20,929円、40号給21,163円、41号給21,398円、42号給21,615円	
3 級	22,800円。ただし、1号給22,260円、2号給22,478円、3号給22,687円	
4 級	23,400円	
5 級	25,600円	

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第1号中「職員給与規則」を「職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）に、「教員給与規則」を「公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）」に改める。附則に次の2項を加える。

- 40 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における教員給与規則第19条の4第1項第2号及び第3号の規定の適用を受ける職員（次項において「特定の職員」という。）に係る平成22年1月1日から同年3月31日までの間の附則第27項の規定の適用については、同項中「次項」とあるのは「次項及び第41項」と、「改正後の教員給与規則第19条の4」とあるのは「公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年人事委員会規則第7号）附則第2項」とする。

- 41 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における特定の職員に係る附則第27項に規定する経過措置基準額については、附則第28項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の給料表及び職務の級の区分に応じ、附則別表第6に掲げる額とする。

- (1) 切替日の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた給料表及び職務の級
- (2) 切替日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 切替日の前日にその者に適用されていた給料表及び職務の級
- (3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級
 - ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - イ 附則第20項各号に掲げる場合に該当することとなった職員
 - ウ 教員給与規則第19条の4第1項に掲げる区分が異なる職員に異動をした職員
- (4) 切替日以後に、国及び他の地方公共団体の公務員、公庫等職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が切

替日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなした場合に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級

附則別表に次の1表を加える。

附則別表第6（附則第41項関係）

給 料 表	職務の級	経過措置基準額
高等学校教育職給料表	1 級	18,600 円
	2 級	23,200 円
	3 級	25,800 円
	4 級	28,000 円
中学校・小学校教育職給料表	1 級	16,800 円
	2 級	23,000 円
	3 級	25,000 円
	4 級	27,200 円